

2012
平成24年

広報

No.485

4

しらかし

町の人口

人口	12,400(- 4)
男	6,151(- 1)
女	6,249(- 3)
世帯数	4,786(+ 2)
2012.3.1現在()は前月比	

青空のキャンパスに松と桜

今年は季節の進みが遅く、中里海岸付近の桜も開花が遅れました。例年は見頃の3月に入っても蕾はまだ固く、中旬になりようやく咲き始め、春分の日にはちょうど見頃となりました。この日は天気も良く、休日とあって大勢の方が訪れ、松林の中を歩きながら春を満喫していました。「カレンダーみたいね。」と母娘連れ。まだ冷たい風が吹いているものの日差しは暖かく、澄み切った青い空に、緑の松とピンクの桜が美しく映えていました。



主な内容

○平成24年度予算と主要事業	2
○第1回町議会定例会	5
○国保・年金・介護	6
○コンビニ納税	14
○お知らせ	17
○平成24年度予防接種予定表	21
○平成24年度乳幼児検診予定表	22
○くらしのこよみ・休日当番医	24



防災対策・教育の充実・健康づくりを柱に

平成24年度当初予算総額

71億8082万4千円



一般会計 39億9000万円

前年度比 1億4300万円増 (3.7%増)

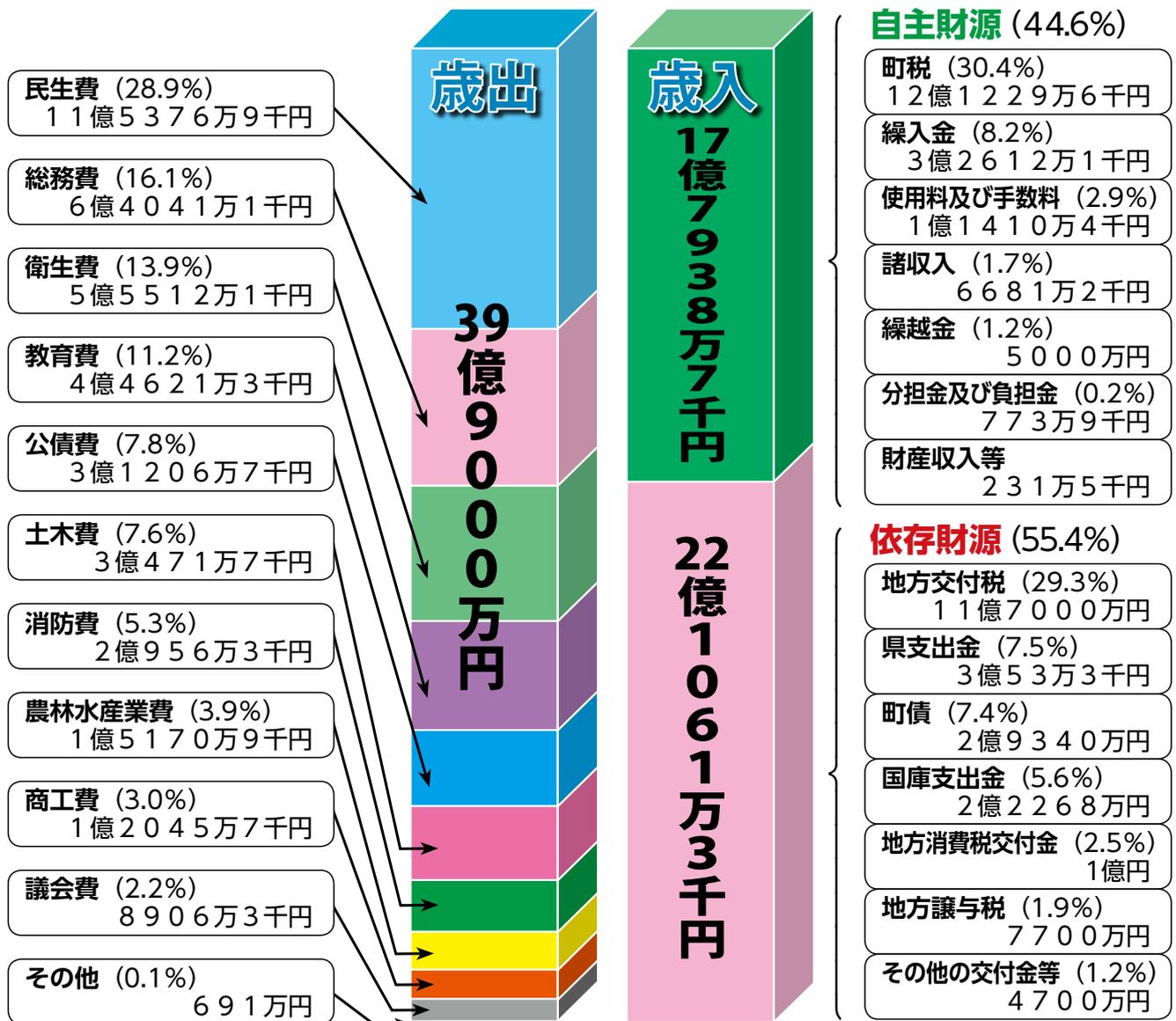


歳出

土木費は前年度比52.4%増で、地籍調査5,850万円、住宅リフォーム補助200万円、教育費は前年度比12.2%増で白子中グラウンド等施設整備5,608万円、南白亀小特別教室棟耐震補強工事3,031万円が予定されています。

歳入

地方交付税は前年度に比べ4,000万円増、税法の改正で町税は3,186万円増となっているものの、長引く不況の影響で厳しい状況に変わりはありません。



特別会計

(単位：千円)

介護保険事業



予算総額 1,032,230千円

歳入(主なもの)

介護保険料	171,817
国庫支出金	242,442
県支出金	144,102
支払基金交付金	283,855
繰入金	180,788

歳出(主なもの)

保険給付費	969,123
-------	---------

ガス事業



収益的収入及び支出(主なもの)

ガス事業収益

製品売上	279,629
営業雑収益	13,740

ガス事業費用

売上原価	125,699
供給販売費	92,553
一般管理費	42,461
営業雑費用	19,114

資本的収入及び支出

資本的収入	企業債	15,000
資本的支出	建設改良費	99,079

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,853千円は、過年度分損益勘定留保資金17,680千円、当年度分損益勘定留保資金57,531千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,642千円で補てんする。

国民健康保険事業



予算総額 1,713,512千円

歳入(主なもの)

国民健康保険税	478,780
国庫支出金	395,808
前期高齢者交付金	343,027
共同事業交付金	182,115
繰入金	116,064

歳出(主なもの)

保険給付費	1,132,259
後期高齢者支援金等	230,733
介護納付金	115,267
共同事業拠出金	182,117

後期高齢者事業



予算総額 104,131千円

歳入(主なもの)

後期高齢者医療保険料	71,155
繰入金	32,469

歳出(主なもの)

後期高齢者医療広域連合納付金	101,664
----------------	---------

休養施設事業



予算総額 9,806千円

歳入	事業収入	8,294
歳出	諸支出金	6,025

平成24年度 一般会計主要事業



いきいき働く産業づくり

①農林業・水産業の振興	
農業振興事業	4,896
水田農業構造改革対策事業	5,000
県営かんがい排水事業	17,439
県営湛水防除事業	16,627
土地改良区維持管理事業	6,785
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	4,513
②商業・工業の振興	
商工業振興事業	4,500
中小企業設備改善資金利子補給事業	13,000
③観光の振興	
観光振興事業	25,251
海水浴場安全対策事業	15,707
観光地美化事業	15,664



多彩で魅力あるまちづくり

①まちを支える生活基盤の整備	
バス路線運行維持補助事業	4,406
上水道安定供給事業 (長生広域・九十九里地域水道企業団繰出金等)	44,725
ごみ・し尿処理対策事業	125,019
合併処理浄化槽設置整備事業	7,394
コミュニティプラント 利用促進・維持管理事業	80,575
②生活基盤・地域環境の整備	
地籍調査事業	59,562
道路維持補修事業	26,669
道路新設改良事業	142,902
橋梁新設改良事業	7,000
環境保全推進事業	13,992

行財政計画

①まちの行財政改革	
若者マイホーム取得奨励事業	7,500



(単位：千円)

健やかに安心して暮らせる体制づくり

①町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実	
重度心身障害者(児)医療給付事業	26,400
町社会福祉協議会補助事業	22,457
地域生活支援事業	9,841
自立支援事業	117,056
自立支援医療給付事業	18,837
老人福祉入所措置事業	13,650
国民健康保険支援事業	116,064
介護保険支援事業	160,788
後期高齢者医療支援事業	164,329
病児・病後児保育事業	9,500
子育て支援事業	4,500
子ども手当支給事業	161,787
②保健医療サービス体制の充実	
各種予防接種事業	35,350
子ども医療費助成事業	24,588
母子保健事業	10,090
健康増進事業	25,381
③安心して暮らせるまちづくりの推進	
防犯灯設置・維持管理事業	7,432
防災無線デジタル化整備事業	86,058
常備・非常備消防事業	203,692
災害対策事業	4,888

知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

①学校教育の充実	
学校施設整備事業	102,121
②町民のための生涯学習システムの確立	
公民館教室推進事業	2,835
③生涯スポーツ・レクリエーション	
生涯スポーツ推進事業	9,652
社会体育施設維持管理事業	21,826
④白子町の文化の創造	
文化講演会開催事業	3,304

防災基金条例などを制定

平成24年第1回白子町議会定例会が3月8日から14日の会期で開かれ、平成24年度予算案など26件が上程され、慎重審議の結果、承認・可決されました。

■ 可決された主な議案

◇**固定資産評価審査委員会委員に高山林作彦氏を再任**
固定資産評価審査委員の高山林作氏が任期満了となることから、再任することで同意を得ました。

◇**専決処分事項の承認**

○白子町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、白子町税条例を一部改正する条例を専決処分したので議会の承認を得ました。

〈概要〉東日本大震災により住宅、家財等に損失が生じた場合の雑損控除等に係る災害関連支出について、対象期間延長の特例措置が定められました。

○**千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について**

千葉県市町村総合事務組合で共同処理する事務の一部に組織団体が追加されたため、組合規約と規定が改正されました。

○**白子町防災基金条例を制定**

地震や風水害等の自然災害から、町民の生命と財産を守るため、予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、基金条例が制定されました。

○**白子町暴力団排除条例を制定**

町民の平穏な生活と健全な事業活動のため暴力団の排除を推進するための条例が制定されました。

○**白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定**

平成18年度からの給与抑制措置（給料月額10%減額）を引き続き行うため、所要の改正がされました。

○**白子町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定**

白子中学校に新設されたテニスコートが、町の体育施設として追加されました。

■ 平成23年度 補正予算

一般会計

今回の補正額 55,642千円

歳入（主なもの）	
固定資産税	△30,001千円
基金繰入金	△257,016千円
雑入	61,033千円
歳出（主なもの）	
財政調整基金費	110,676千円
防災基金費	50,000千円
児童福祉費	△44,120千円

国民健康保険事業

今回の補正額 130,871千円

歳入（主なもの）	
療養給付費等交付金	35,836千円
繰越金	121,177千円
歳出（主なもの）	
療養諸費	64,085千円
基金積立金	59,850千円

後期高齢者事業

今回の補正額 1,934千円

歳入（主なもの）	後期高齢者医療保険料	1,700千円
歳出（主なもの）	操出金	1,293千円

介護保険事業

今回の補正額 △36,922千円

歳入（主なもの）	支払基金交付金	△20,089千円
歳出（主なもの）	介護サービス等所費	△45,445千円

ガス事業

収益的収入及び支出

ガス事業収益	0千円
ガス事業費用	△2,197千円

資本的収入及び支出

資本的支出	496千円
-------	-------

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額58,091千円は、過年度分損益勘定留保資金10,812千円、当年度分損益勘定留保資金43,807千円、当年度分消費税資本的収支調整額3,472千円で補てんする。

平成24年4月1日から

外来での窓口支払いは **自己負担限度額** まで

これまで、医療費の自己負担分が限度額を超えた場合は、いったん医療機関で支払い、後日、世帯主が国保・後期高齢者医療広域連合に申請して限度額を超えた分を払い戻すという方法でした。

そこで、被保険者の負担を軽くするため、4月からは医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなりました。

これまで



4月から



限度額認定証

自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。医療機関で所得区分を明らかにするためには、**「限度額認定証」** または **「限度額適用・標準負担額減額認定証」** が必要な方がいます。

認定証が必要な方は、役場住民課へ申請しましょう。

また、平成24年3月31日以前に交付された **「限度額認定証」** は、記載されている期限まで使用できます。

例) 70歳未満で所得区分が一般の方

外来での1か月の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合

4月1日 A病院で外来受診 自己負担額 **3万円** (総医療費10万円)

4月15日 認定証交付

4月16日 A病院で外来受診 自己負担額9万円 (総医療費30万円)

認定証を提示した場合

月初めにさかのぼって
限度額までの支払いとなります。

認定証を提示しない場合

自己負担分の9万円分を支払う

申請により、限度額を超えた分があとから払い戻される。

限度額 $80,100円 + (10万円 + 30万円 - 267,000円) \times 1\% = \mathbf{81,430円}$

$\mathbf{81,430円} - 3万円$ (4月1日支払い分) = $\mathbf{51,430円}$ の支払いで済みます。

その後、またA病院で外来受診した場合は、1%加算を支払うだけで済みます。

院で外来受4月25日 A病診 自己負担額6万円 (総医療費20万円)

限度額 $80,100円 + (10万円 + 30万円 + 20万円 - 267,000円) \times 1\% = \mathbf{83,430円}$

$\mathbf{83,430円} - \mathbf{81,430円}$ (前回までの支払い分) = $\mathbf{2,000円}$ の支払いで済みます。

限度額を超えた後、同じ月に同じ医療機関を外来受診した場合

限度額に1%加算がある所得区分の場合は、その加算分のみで済みます。

1%加算のない場合は窓口での支払いはありません。



国保・後期

外来時、ひとつの医療費の窓口での支払いは下記の限度額までになります。
認定証をお持ちの方は、窓口で提示してください。

窓口での支払いが限度額になるのは
個人単位で、
医療機関ごとです



■ 70歳未満の方（国保）の限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 (過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合)
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

■ 70歳以上75歳未満の方（国保）・後期高齢者医療制度の方の限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
		一般	1割 ※1
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (過去12か月間に、外来 + 入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ	1割 ※1	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	1割 ※1	8,000円	15,000円

70歳以上75歳未満の国保の方

※1 平成25年3月までは1割負担に据え置かれ、平成25年4月から2割負担に変更される予定です。

※2 平成25年4月から24,600円に変更される予定です。

※3 平成25年4月から62,100円（4回目以降は44,400円）に変更される予定です。

◆75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

○厚生労働大臣の指定する特定疾病の方は、1か月の自己負担額は10,000円（人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は20,000円）までとなりますので申請してください。

■ 月の途中で認定証が交付された場合

例:4月1日に外来受診して、4月10日に認定証が交付された場合

4/1(外来受診) 4/10(認定証交付) 4/25(外来受診、認定証提示)



認定証を提示すれば4月1日までさかのぼって限度額が適用されます。
4月25日は限度額から4月1日に支払い分を引いた額を支払います。

認定証は必ず窓口で提示しましょう

認定証を持っていても、医療機関の窓口で提示しなければ自己負担分を全額支払わなければなりません。翌月以降に提示した場合も同じです。この場合、後日、国保に申請し、払い戻しを受けます。

自己負担額の計算方法

- 1日から末日までの1か月受診ごとに計算
- ひとつの病院で内科等と歯科がある場合、歯科は別計算
- ひとつの病院・診療所ごとに計算（違う医療機関分は合算できません）
同じ病院・診療所で発行された処方せんで調剤された費用は合算します。
- ひとつの病院・診療所でも入院と外来は別計算です。
- 差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除きます。
- 入院時の食事代の標準負担額は除きます。
- ※70歳以上75歳未満の方は、病院、診療所、歯科の区別なく合算します。



必要な方は
住民課で申請を



限度額適用認定証

高額療養費の限度額は所得区分によって異なるため、医療機関の窓口で所得区分に応じて限度額を適用するために「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要な方がいます。認定証が必要な方は、役場住民課で交付申請をしてください。ただし、国保税を滞納していると交付されません。

■認定証が必要な方の場合

●外来受診
医療費が高額になる



●認定証の申請・交付



●外来受診
認定証を医療機関の窓口
に提示して限度額までを
支払う

■70歳未満の方(国保)



所得区分		医療機関窓口で提示するもの	
— 一般	住民税課税世帯で、上位所得者を除く方	保険証	限度額適用認定証
上位所得者	基礎控除後の総所得金額の合計額が600万円を超える世帯の方	保険証	限度額適用認定証
住民税非課税世帯		保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証

■70歳以上75歳未満の方(国保)・後期高齢者医療保険の方



所得区分		医療機関窓口で提示するもの	
— 一般	他の所得区分に該当しない方	保険証	保険証で所得区分が確認できるため限度額適用認定証は必要ありません。
現役並み所得者	一部負担金の割合が3割の方	保険証	保険証で所得区分が確認できるため限度額適用認定証は必要ありません。
低所得者Ⅱ	住民税が非課税世帯の方で低所得者Ⅰに該当しない方		
低所得者Ⅰ	住民税が非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円として計算)を差し引いて0円になる方	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証には有効期限があります

認定証の有効期限は、申請した月の初日(申請した月に国保・後期高齢者医療に加入した方は国保・後期高齢者医療被保険者になった日)から、翌年度の7月末(申請した月が4月から7月までの場合は、その7月末日)までとなります。

国民年金の定額保険料引き下げ!

月額 (平成23年度) 15,020円 ⇒ (平成24年度) 14,980円

! 前納すると保険料が割引になります。

○平成24年度国民年金保険料 現金納付・口座振替比較

		1 か月分		6 か月分		1 年度分	
		保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書での現金納付と翌月末振替の口座振替)		14,980円	—	89,880円	—	179,760円	—
毎月納付【早割】 当月末振替の口座振替		14,930円	50円	89,580円	300円	179,160円	600円
6 か月前納	現金納付			89,150円	730円	178,300円	1,460円
	口座振替			88,860円	1,020円	177,720円	2,040円
1 年前納	現金納付					176,570円	3,190円
	口座振替					175,990円	3,770円

◇一部納付(一部免除) されている方の口座振替は、「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

※平成24年度の口座振替での前納申し込みは終了しましたが、現金での1年度分・6か月分(4~9月まで)の前納の納付期限は5月1日(火)までです。

現金納付の前納は、1年度分や6か月分だけでなく、任意の月分から年度末分まで可能です。この場合は専用の納付書が必要ですので、年金事務所へご連絡ください。

学生納付特例申請

学生本人の所得が一定以下の方は、申請すると
在学中の保険料の納付が猶予される制度です。



平成23年度に学生納付特例制度で保険料納付を猶予された方で、平成24年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が3月末に送付されます。

平成23年度と同じ学校等に在学される方は、この申請書に必要事項を記入し返送すると、平成24年度の学生納付特例の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。在学される学校等が変更する方は、この申請書は利用できません。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される方は、納付書が必要になりますので年金事務所にご連絡ください。

なお、初めて学生納付特例の申請をされる方は、在学証明書または学生証の写しが必要です。

問い合わせ 千葉年金事務所 〒260-8503 千葉県千葉市中央区中央港1-17-1
☎043-242-6320 (代表)



保険料の基準額が変わります

第5期介護保険事業計画を策定

介護保険の費用は、利用者の負担（1割）を除いた額を、保険料と公費（国、県、町）で半分ずつ負担しています。

介護保険制度は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40～64歳の方（第2号被保険者）が加入し、それぞれ保険料を負担し、増え続ける「介護」という問題を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられる仕組みとして平成12年4月にスタートしました。

40～64歳の方は、老化が原因の疾病（16種類の特定疾病）で、支援・介護が必要になった時、65歳以上の方は、家事や身支度など日常生活に支援が必要となった時や、寝たきりや認知症で介護が必要になった時に、町に申請して認定を受けると必要なサービスを受けることができます。

介護サービスを利用した時の利用者の負担額は、原則としてかかった費用の1割です。

介護保険事業は、制度の利用状況や住民のニーズの動向などを勘案し、3年毎に見直しています。

今回の「第5期介護保険事業計画」は、平成24年度からの介護報酬の改定や介護保険事業費（介護サービスの提供に必要な費用）について、様々な角度から検討し、策定しました。

※40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法で決まります。

※65歳以上の方の保険料は、町のサービス水準が高ければ高くなり、水準が低ければ安くなる仕組みになっています。

【白子町の介護保険の状況】



①要介護認定者

平成12年に介護保険制度が始まって以来、要介護（要支援）認定者は増加し続けており、平成22年度末の認定者数は506人で、平成12年度末の約2.4倍になっています。

②利用者数

平成22年度の介護保険サービス利用者数は417人で、平成12年度の約2.8倍です。また、介護認定を受けていてもサービスを利用していない方の人数は、ここ数年あまり変化はなく、利用者割合（受給率）は平成22年度末で82.4%（利用者／認定者）です。

③サービス費用

平成22年度末の介護保険サービス費用は約7億4千万円で、平成12年度末に比べると、2.5倍に増えています。

施設サービスはわずかに増えていますが、居宅・居住（在宅）サービスの利用は大きく増えており、今後も増加すると予想されています。



◎第1号被保険者の保険料

第5期の第1号被保険者の介護保険料の基準額は、月額4,200円（年額50,400円）です。

介護報酬の改定による保険料の上昇や介護サービス標準給付見込み額と地域支援事業費を基に検討し、算出しました。

また、所得段階ごとの保険料（年額）は下記のとおりです。

所得段階第4段階の被保険者のうち、合計所得金額等が年額80万円以下の方は、他の所得段階の方とのバランスを考慮し、負担割合を軽減します。

○所得段階別保険料（基準額）

（年額）

区 分	平成24年度～平成26年度		
	保険料率	金 額	
第1段階 ○生活保護受給者の方 ○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	0.5	25,200円	
第2段階 世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	25,200円	
第3段階 世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	37,800円	
第4段階 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税で	「公的年金収入＋合計所得金額≤80万円」の方	0.9	45,360円
	上記以外の方	1.0	50,400円
第5段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	63,000円	
第6段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.5	75,600円	

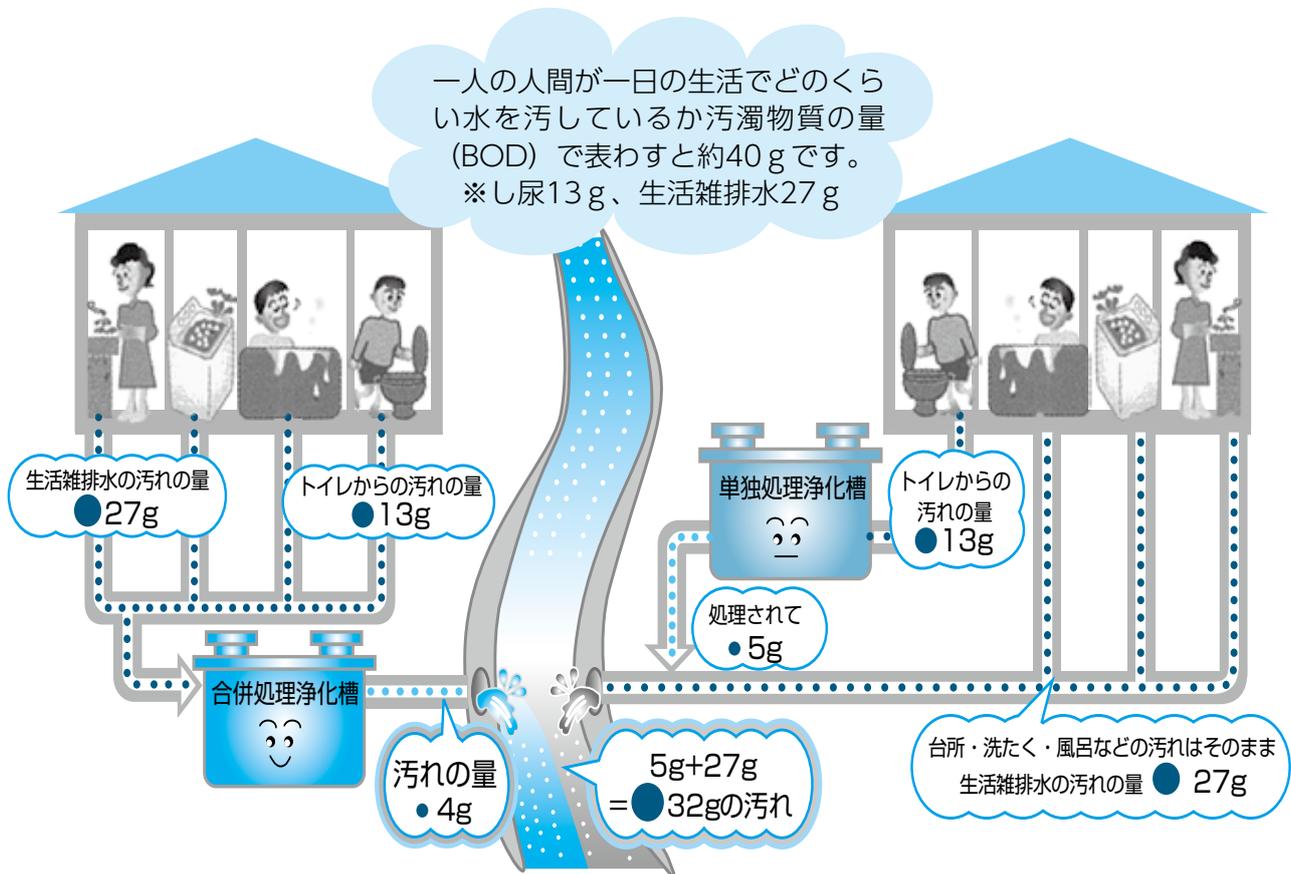
※各段階の判定は、平成24年度町民税の確定後に行います。

町では、今後も住民の皆さんが安心して適切なサービスを利用できるよう、医療・福祉等関係機関やサービス提供事業者等と連携を図りながら、より良い制度になるよう努めてまいります。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 保健福祉課 介護保険係 ☎33-2113

合併処理浄化槽で 美しいまち 美しい水環境をつくりましょう！

白子町では合併処理浄化槽の設置を推進しています



***BOD (生物化学的酸素要求量)** というのは、水の汚れ (有機物) が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量で、BOD数値が高ければ、それだけ汚れが多いと言えます。



合併処理浄化槽を使うと、単独浄化槽に比べて、川などに流れる汚れの量が1/8に減るんだよ！

合併処理浄化槽の設置に補助金があります！

設置区分	人槽区分	限度額
単独浄化槽からの転換	5人槽	430,000円
	7人槽	514,000円
	10人槽	646,000円
汲取り便槽からの転換	5人槽	390,000円
	7人槽	474,000円
	10人槽	606,000円

対象地区:コミュニティ・プラント(海岸地域)を除く区域。

問い合わせ 環境課 ☎33-2118

住宅リフォームに補助金

町内の施工業者で住宅をリフォームする方に補助金を交付します。浄化槽設置に伴うトイレ等の改修も含まれます。

◇**補助対象** 工事金額が20万円以上のリフォーム

◇**補助金額** 工事金額の10% (上限20万円)

◇**対象者** ①町内に居住している方

②世帯全員が町税等の滞納がないこと

③町内業者が工事を施行すること など

対象となる例…外壁の塗装の塗替え、塗装の新設

トイレ、台所、浴室の内装等の改修

くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 建設課 ☎33-2116

浄化槽の設置工事は登録業者で！

浄化槽設置工事は登録業者による施工が法律で義務づけられています



浄化槽設備士による工事済証

◇施工結果報告書を受け取りましょう

工事が完了したら、施工業者から施工結果報告書をお願いしましょう。正しい施工がなされたか確認できて、浄化槽の保証が得やすくなります。工事完了後は、浄化槽設備士による工事済証を受け取り、見やすい場所に貼っておいてください。

※浄化槽設置工事ができるのは千葉県に業者登録（又は届出）をしている業者のみです。

保守点検と清掃を定期的 to 実施しましょう

◇保守点検の委託は、登録をした業者へ

良好な状態を保つため、浄化槽は定期的に保守点検をする義務（浄化槽法第10条）があります。

保守点検を委託する時は「登録業者」にお願いしましょう。保守点検は、機械の点検・調整、スカム・汚泥の状況確認や消毒剤の補充などを行います。



◇清掃委託は長生郡市広域市町村圏組合の許可を受けた業者へ

浄化槽内部では、汚泥などが徐々にたまるため、法律で年1回以上の清掃をする義務（浄化槽法第10条）があります。

保守点検業者の指示に従い、長生郡市広域市町村圏組合の許可を受けた業者に依頼して適切に清掃してください。清掃を行った時は、清掃済ステッカーを業者から受け取り、見やすい場所に貼ってください。



定期的に法定検査を受けましょう

浄化槽の使用者には、浄化槽法で使用開始後と1年ごと定期的に、指定検査機関の法定検査を受けることが義務づけられています。

※千葉県では、(社)千葉県浄化槽検査センターが知事の指定期間となっています。

●使用開始後の検査（7条検査）

使用開始後、3か月を経過した日から5か月間に受ける検査です。

浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽の機能が正しく機能しているかどうかをチェックするためのものです。

(検査手数料 10人槽以下の場合：1万円)

●1年ごとの定期検査（11条検査）

7条検査実施後、毎年1回受ける検査です。

保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が所期の機能を発揮しているかどうかを確認するためのものです。

(検査手数料 10人槽以下の場合：5千円)

休日も夜間も納税OK

『コンビニ納税』始めました



4月から、コンビニエンスストアで町税を支払える「コンビニ納税」が始まりました。コンビニ納税は、平日はもちろん休日や夜間でも納められます。「平日の昼間は忙しくて金融機関に行けない」という方は、ぜひご利用ください。また、これまでどおり金融機関等でも納められます。

■コンビニで納められる町税

町県民税(普通徴収分)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

原則、平成24年度分から納付できます

納付書発行時期

固定資産税……平成24年4月中旬
軽自動車税……平成24年5月中旬
町県民税(普通徴収分)……平成24年6月中旬
国民健康保険税……平成24年7月中旬

次のような納付書はコンビニで使えません

- ・納期が過ぎた納付書
- ・1枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・バーコードがない納付書
- ・破損・汚損などでバーコードが読み取れない納付書

■納付できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、スリーエフ、セーブオン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーシップ、セイコーマート、スパ(北海道)、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、ココストア、エブリワン、MMK設置店、コミュニティ・ストア

問い合わせ 税務課 収税室 収税係 ☎33-2114

地球温暖化防止に取り組んでいます

町では千葉県地域グリーンニューディール基金事業を活用し、地球温暖化防止に取り組んでいます。役場庁舎と青少年センター、健康づくりセンターの事務室をLED照明に変え、消費電力を削減し、窓ガラスには耐熱フィルムを貼り、赤外線を大幅にカットして室内温度上昇を抑制し、空調の効率化を図りました。

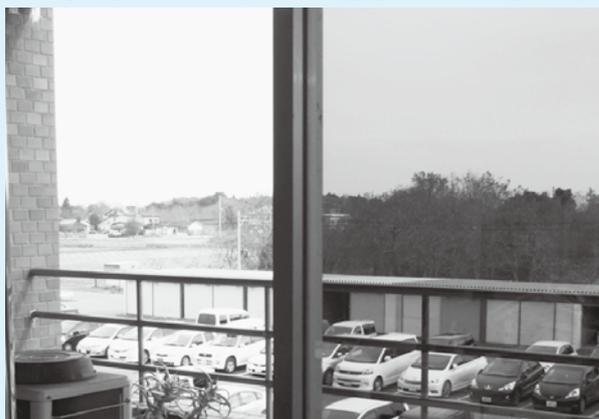
▼従来の蛍光灯(改修前)



▼LEDの照明(改修後)



▼何も貼っていない窓



▼耐熱フィルムを貼った窓

被災地へエールを送りながら

平成24年度の施策から

154

東日本大震災の発生から1年が過ぎました。未だに収束のめどが立たず、復興と生活の再建に向けて、被災地の皆さんの格闘が続いています。

政府は12兆円にも及ぶ復興補正予算を組み、新たに復興庁を立ち上げて必死に取り組んでいます。被災者の思いは様々で、住み慣れたふるさとに戻りたいと思うものの、仕事も無く先の見通しが立たない中で、住宅建設にも踏み切れず、せめて復興の時期のめどと青写真を示して欲しいという声が多数のようです。

そんな中、放射能汚染の心配のない瓦礫処理の受け入れを、声を大にして拒む姿がテレビで映され、「絆」や「思いやり」の言葉は何だったのかと、一時は心が沈みましたが、少しずつ全国自治体から受け入れの表明が増えつつあることは喜ばしい限りであり、日本人の心の優しさと温かさを世界に示して欲しいものです。

さて、平成24年度がスタートしました。大震災で観光客の減少等、町の経済も大きな影響を受け、未だに尾を引いています。新年度は、「防災対策」を

メインに、「教育の充実」「観光再生支援」「健康づくり」を4本の柱に据えてまちづくりを推進していきます。

防災対策では、白湯小、南白亀小に屋上への非難階段を設置します。防災行政無線のデジタル化は5年計画の2年目で、パンザマストの更新と戸別受信機の入替え445台を今年度分として予定しています。また、災害時の復旧復興の円滑化を図るため、資金面の備えとして「防災基金条例」を制定し基金の積み立ても始めました。昨年の教訓を生かし、防災意識の醸成と住民参加型の防災対策を推進します。

今年白子中学校創立50周年の記念の年になります。体育館、テニスコートの建設に続き、グラウンドを拡張し教育環境の充実を図ります。小中連携教育も確実な成果を上げており、さらに小中連携に拡大していきます。

町の産業の柱のひとつである観光は、震災後の自粛ムードや風評被害を大きく受けました。一部、東京電力からの損害賠償を受けられる見込みはあるものの、一方で企業向け電気料金の値上げが発表され、経営に負担を強いられ

ることとなります。加えて、国を挙げて東北復興キャンペーンが張られ、競争の激化は避けられません。スポーツと温泉に加え、新たな観光資源を掘り起こし、訪れる人だけでなく、住んでいる人たちにも楽しんでもらえる「美しいまちづくりプロジェクト」を立ち上げ、観光再生支援をしていきます。

継続して推進しております健康づくり事業では、一人ひとりが意識して自分の健康の維持に取り組んでもらうことを基本に、各種検診の充実を図り、人工透析予防のためのクレアチニン検査も取り入れ、病気の予防に重点を置き、医療費の抑制にも結びつくように取り組みます。

その他に、関地区と南白亀地区に学童保育を開設。農地の湛水防除事業の白湯地区の促進。若者定住化対策として若者マイホーム事業。職人さんの雇用の創出にも繋がるよう、既存住宅のリフォームと太陽光発電システムへの助成事業も予算化しました。

津波で大きな被害を受けた宮城県山元町のイチゴ農家から、町の職員が苗の植付けを手伝ったイチゴが収穫できたという嬉しい便りに感激し、我が町も、もっと頑張らなければと改めて心を熱くしています。

町民の皆様のご理解とご協力を引き続きお願い致します。

町長 林 和 雄

青少年健全育成貢献者に感謝状

2月18日(土)、役場第3会議室で青少年健全育成白子町民大会が開催され、青少年育成白子町民会議会長秋葉覚氏より、青少年健全育成に貢献された次の方々に感謝状が贈られました。

- 渡邊 明 (青少年育成白子町民会議)
 島田達次 (茂原交通安全協会白子支部)
 長島潤子 (白子町子ども会育成連絡協議会)
 島田治代 (白子町子ども会育成連絡協議会)
 三橋榮子 (白子町更生保護女性会)
 久我房子 (白子町更生保護女性会) 敬称略

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

『いそいでも かならずかくにん みぎひだり』

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日

◎運動の重点目標

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

農業委員会委員委員 無投票で決まる

任期満了（平成24年3月25日）に伴う白子町農業委員会委員選挙が2月28日に告示され、立候補の届出者が定数の12名だったため、無投票で当選が決まりました。

また、議会、農業協同組合、わかしお農業共済組合、両総土地改良区から次の5名が推せんされました。

（届出順）

御園 弥（中里中）
 吉原 均（荊金東）
 石田 勝一（牛込中）
 齊藤 俊（浜宿西）
 田邊 義行（南川岸）
 長島 誠一（荊金西）
 渡邊 郁雄（関南）
 高橋 正和（福島）
 石井 秀明（関西）
 北田 百人（南日当）
 渡邊 秀生（古所西）
 藍 政治（北高根西）

■議会推せん

三橋 要一郎（牛込東）
 田邊 淳子（五井西）

■農業協同組合推せん

田邊 正也（浜宿西）

■わかしお農業共済組合推せん

片岡 茂（五井西）
 野口 文彌（福島）

■両総土地改良区推せん

野口 文彌（福島）

九十九里浜の詩

第一五二回

教訓を忘れず・一時間で巨大防波堤・お断り

国内観測史上最大のM9を記録した東日本大震災から一年が過ぎました。「巨大地震と津波の教訓を忘れず、防災への備えを万全に」と、防災対策強化、危機管理を心がけようとの声が日本中にあふれています。

日本列島の活断層は明らかだけでなく2000余。全国各地で大地震が起きてもおかしくありません。この一年間で震度1以上の地震は一万回以上起きました。国も個人も人命と財産を守るための備えはどんなに工夫してもし過ぎることはなさそうです。

一宮海岸のヘッドランド（人工岬）建設が始まった一九八二年（昭和六十二年）頃から海岸の保全、管理に関心をもち、資料収集を始める一方、台風の上陸・接近後、太東海岸、白子海岸間を歩き、侵食個所の写真を撮り、レーザー距離計で砂浜の消失距離

を測るなど続けてきました。

この三十年間に甚大な台風被害を何度か目撃しました。最初は被災現場の惨状に呆然と立ち尽くしますが、日が経つにつれ衝撃は薄れ、災害復旧工事が始まる頃には強烈だ



幸治海岸 2004

先日、MLの会員が、国土交通省の侵食防止対策「サンドバック」（昨年三月当コラムで紹介）のその後を伝えてくれました。現在、九州・宮崎海岸で設置実験中だが、新たに津波対策が加わり、ポンプで砂を注入するとわずか一時間で巨大な防波堤が完成するというのです。大地震、津波へ危機感が新たな技術を生み出したわけですが、大震災後、多くの企業が新たな防災対策に取り組み、成果を上げていることはよく知られるところです。

一松海岸で防波堤を越えた東日本大震災・津波の痕跡を確認しましたが、私に可能なのは、従来通り、台風被害・侵食の有無のチェックです。今年も台風シーズンには、南九十九里浜で最も安定した白子海岸を歩くことができるかもしれないませんが、できれば、大地震も、大津波も、大型台風もお断りです。（高橋昭彦）

『九十九里浜の詩』のURLは
<http://www4.ocn.ne.jp/~eca33eca/>



ちばアクアラインマラソンランナー募集

と き 10月21日(日) 10:00スタート
コース スタート:木更津市潮浜公園前 フィニッシュ:木更津市役所
参加資格 大会当日、満18歳以上の方(高校生を除く)
参加費 10,000円
申込方法 ①インターネットSPORTS ENTRY <http://sportsentry.ne.jp/>
 ②携帯電話(モバイルサイト) <http://sportsentry.ne.jp/mobile/>
 ③専用振替用紙請求先
 〒107-6003 アーク森ビル内郵便局留め
 ちばアクアラインマラソン専用振替用紙係
募集期間 ①インターネット・携帯電話(モバイルサイト)
 4月12日(木)正午~5月10日(木)
 ②専用振替用紙 4月12日(木)~5月2日(水)消印有効
募集人員 15,000人(申込み多数の場合は抽選)
問い合わせ ちばアクアラインマラソン実行委員会
 ☎043-223-4107
<http://www.chiba-aqua-run.com>

松くい虫の被害を受けたクロマツ等の処理

松くい虫によるクロマツ等の被害が深刻な問題となっています。被害木は、周辺への被害拡大を防ぐため速やかな処理が必要です。所有地に被害木のある方は、次のとおり処理を行いますのでお申し込みください。
対象樹木 クロマツ・アカマツ等
費用 1本あたり6,000円程度(樹高7~8m・胸高直径20cmの場合)
 ※金額はあくまでも目安で、本数、大きさ等により変わります。
 ※別途、運搬費用が必要です。
締切り 4月20日(金)
問い合わせ 産業課 ☎33-2115

交通安全推進隊募集

県では、身近な地域でボランティアとして交通安全活動をする「交通安全推進隊」を募集します。現在、約4,100人の方が通学路での街頭指導や啓発活動などに取り組んでいます。隊員に登録された方はボランティア保険に加入し、帽子が支給されます。
応募要件 平成8年4月1日以前生まれで、交通安全活動に意欲と関心があり、小学校区を単位に月1回以上活動でき、県内居住または勤務・通学する方で構成された5名以上(原則)のグループ。
任期 平成24年9月1日から平成27年8月31日まで3年間
 ※今回の募集から、活動開始時期が7月1日から9月1日に、任期が1年から3年に変わります。
受付期間 4月2日(月)~5月31日(木)必着
応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、地域振興事務所、県生活・交通安全課または役場総務課に郵送(持参・ファクス可)、またはホームページの応募フォームで送信。
 ※応募用紙は各地域振興事務所、役場総務課、警察署にあります。
問い合わせ 県生活・交通安全課
 ☎043(223)2263
 FAX 043(221)2969

まちづくり出前講座

町民の皆さんが学習したいこと(30講座)について、町の職員がご説明します。
 自治会やサークル・職場等での学習活動にご利用ください。
 なお、主催者は皆さんです。費用は無料ですが、講座に必要な教材費や会場の準備や経費、参加者への周知、当日の進行などは皆さんでお願いします。
問い合わせ 生涯学習課
 ☎33-2144

よい歯のコンクール出場者

と き 5月17日(木) 9:30集合
ところ 茂原市保健センター
対象
 ①4月1日現在80歳以上で完全に治療されている自分の歯(かぶせた歯・さし歯も可)が20本以上あり、歯並び・かみ合わせが良好で口の中がきれいに清掃されている方
 ②平成23年4月~平成24年3月の間に3歳児歯科健診を受診したむし歯のない幼児とその父または母
申込期限 4月27日(金)
問い合わせ 茂原市保健センター
 ☎25-1725

8020 運動普及標語・作文

応募基準 歯科疾患(むし歯および歯周疾患)の予防に関するもの
応募資格 長生郡市在住・在勤者(標語は在学者も可、作文は20歳以上)
応募方法 作文:400字詰め原稿用紙(縦書き)5枚以内で、題名・住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入し郵送
締切り 5月11日(金)
応募・問い合わせ
 〒297-0029 茂原市高師3001
 茂原市保健センター
 ☎25-1725



平成24年度農作業の標準賃金

区分	標準賃金	備考
田作業	7,000円	○一日当たり賃金(実労8時間)男女同額
畑作業	6,500円	○賄い費用は含まない
トラクター	水田耕起	○10a当・オペレーター付き料金
	水田代かき	○耕起は1回、代かきと畑耕起は2回とする
	畑耕作	○100m当
	畔ぬり	○10a当 ○ハンマーモア使用
	草刈り	○10a当・オペレーター付き料金
田植機	6,000円	○苗費は含まない ○施肥田植え機は2,000円プラス(肥料別)
コンバイン	16,000円	10a当 刈取り脱穀のみ(条件により割増有)
	4,000円	1俵当 刈取りから調整まで
乾燥調整	2,000円	1俵当
肥料散布	2,000円	10a当 肥料別(1回毎)
育苗	700円	1箱当

機械での作業料金は、土地の条件によって多少の割増料がかかることもあるので、お互いに協議してください。

問い合わせ 農業委員会 ☎33-2115

子どもの任意予防接種費用の助成期間を延長

町では、任意ワクチンの予防接種費用を助成しています。

助成期限は平成24年3月末日でしたが、4月以降も継続されます。

接種義務はありませんが、接種を希望される方は、通知文を読み母子手帳を持参の上、健康づくりセンターへお越しください。

助成期限 平成25年3月末日まで

対象者 接種日に町内に住所を有し、下表の年齢に該当する方。

助成方法 専用の予診票を持って、契約医療機関で接種。

※専用の予診票は、健康づくりセンターで配付しています。

母子手帳を持参の上、お越しください。

ワクチン名	対象者	接種回数
子宮頸がんワクチン	13~15歳女子 (中学1~3年生相当の年齢の方)	3回
	16歳女子(高校1年生相当の年齢の方) ※ただし、平成23年3月末日までに1回以上接種を行った方のみ。	
Hibワクチン	接種開始時：2か月~7か月未満児	4回
	接種開始時：7か月~1歳未満児	3回
	接種開始時：1~5歳未満児	1回
肺炎球菌ワクチン (小児用7価)	接種開始時：2か月~7か月未満児	4回
	接種開始時：7か月~1歳未満児	3回
	接種開始時：1~2歳未満児	2回
	接種開始時：2~5歳未満児	1回

※「小児用7価肺炎球菌ワクチン」は、5~10歳未満の方も1回接種できます。町では、その場合も6,000円を上限として償還払いで助成します。

問い合わせ 健康づくりセンター ☎33-2179

防災行政無線設備更新中

防災行政無線設備の老朽化に伴い、平成23年度から平成27年度にかけて設備の更新を行っています。

平成24年度からは屋外拡声子局(屋外スピーカー)を更新します。

放送がデジタル化され、ミュージックチャイム等の音質も変わりました。また、気象庁からの津波情報や消防庁からの国民保護情報などの緊急情報を、24時間体制で自動的にお知らせできるようになりました。

問い合わせ 総務課

☎33-2110

若者マイホーム取得奨励金

町では、白子町に定住する意思を持って新築住宅を取得する若者に、奨励金を交付しています。

□対象者

- ①平成23年4月1日~平成26年3月31日に対象住宅を取得した方
- ②夫婦で定住している方または定住する方
- ③奨励金の交付申請時に夫婦共に満40歳以下の方
- ④市町村税等の滞納がない方
- ⑤奨励金交付後、5年以上夫婦世帯で定住できる方

□対象住宅

- ①自己の居住のために白子町に新たに建設又は購入した住宅
- ②建設後、使用されていない住宅
- ③所有権登記が完了している住宅
- ④建築確認済証と所有権登記が完了した日から1年以前に建築完了検査済証の交付を受けている住宅
- ⑤居住面積が85㎡以上ある住宅

□奨励金の額…1件20万円

次の場合、加算があります。

- ①町外からの転入者…10万円
- ②町内建築業者利用…10万円
- ③住宅取得年度の4月1日に満18歳未満の子どもがいる方…1人につき10万円

※住宅の所有権登記が完了した日から1年以内に申請してください。

問い合わせ 建設課 ☎33-2116



学童クラブ指導員募集

勤務場所 げんきっ子クラブ
(関小学校内)
かめっこクラブ
(南白亀小学校内)

対象者 健康で週2～5日勤務できる方(保育士、教諭などの資格がある方歓迎)

勤務時間 平日 下校時～18:30
学校休日 7:30～18:30
(シフト制)

休日 土日・祝日

手当 時給800円

問い合わせ 住民課児童係
☎33-2112

町民ゴルフ大会

とき 5月15日(火)
7:30 集合
8:00 スタート

ところ 大多喜城ゴルフ倶楽部

プレー費 9,800円(昼食、パーティー代含む)

参加費 2,000円

締切り 4月27日(金)

申込み・問い合わせ
生涯学習課 ☎33-2144

町民バドミントン大会結果

優勝 安達弘勝・伊藤俊英ペア

準優勝 富塚敦章・江田真弓ペア

3位 大多和直樹・萬崎裕子ペア

町民空手道大会結果

各部門優勝者

- 幼児
今市 成海
- 小学1・2年生
男子の部 山田 藍輝
女子の部 河津 ことは
- 小学3・4年生
男子の部 林 健人
女子の部 塙 明日華
- 小学5・6年生
男子の部 宍倉 匡哉
女子の部 川端 さくら
- 中学生男子
片貝 徹

4月から「児童手当」に

子ども手当が、4月から「児童手当」に変わります。

◇支給月額

- ・0歳～3歳未満(一律) 15,000円
- ・3歳以上～小学校終了前(第1子・第2子) 10,000円
- ・3歳以上～小学校終了前(第3子) 15,000円
- ・中学生(一律) 10,000円
- ・所得制限額以上の世帯(一律) 5,000円

◇支給要件

- ・子どもの国内居住
- ・児童養護施設に入所している子ども等は、施設の設置者等に支給 ほか

◇所得制限

6月分から適用されます。所得制限額については、改めてお知らせします。

◇新制度の手続き

- ・全ての受給者は、6月に現況届を提出してください。
- ※詳しいことが決まりましたら、文書等でお知らせします。

問い合わせ 住民課児童係 ☎33-2112

胃がん・大腸がん検診を受けましょう

町では、がんの早期発見・治療の為、次のとおり「胃がん・大腸がん検診」を行います。がんの予防には生活習慣の見直しと症状がない時からの検診が重要です。過去2年間(平成22・23年度)に受診していない方で、受診を希望される方は、お早めにお申込みください。

とき 4月5日(木)・6日(金)・7日(土) 9日(月)・10日(火)
受付 7:30～9:30

ところ 健康づくりセンター

対象者 平成24年4月1日現在で40歳以上の方

自己負担額 各500円

検診の種類	検診方法
胃がん検診	バリウム製剤を使用し、検診車でのX線検査
大腸がん検診	検査用スティックによる便潜血検査

※平成24年4月1日現在で40、45、50、55、60歳の方に、大腸がん検診無料クーポン券を郵送しています。

クーポン券を利用して、検診を受けましょう。

問い合わせ・申込み 保健福祉課 健康づくり係 ☎33-2179

第19回白子チューリップ祭り

とき 4月7日(土)～4月15日(日) (自由に鑑賞できます)

イベント 4月15日(日) 10:00～15:00 ※小雨決行

ところ 白子町花の広場(白子町役場東側)

- 内容**
- ・団体模様植えコンテスト
 - ・太鼓衆[楽]の演奏(小雨中止)
 - ・フラワーアレンジメント
 - ・野だて
 - ・フォークダンス
 - ・ミックストレーニング(歳時記体操)
 - ・保育園児のお絵かき展示
 - ・農産物や花の直売、模擬店、風船無料配布ほか

問い合わせ 白子町花の広場実行委員会事務局(白子町役場産業課内)

☎33-2115



狂犬病予防集合注射を受けましょう

狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。新規に登録する場合の犬の登録確認票と問診票は実施会場と環境課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

□予定表

実施日	実施会場	実施時間
4/17 (火)	関南区農村協同館	9:00~9:45
	白潟ふれあいセンター	10:00~11:00
	中里西公民館	11:15~11:45
	牛込北入地青年館	13:15~14:00
	浜宿東部青年館	14:15~15:00
4/18 (水)	南日当自治会館	9:00~9:30
	古所西区青年館	9:45~10:30
	荊金東部公民館	10:45~11:45
	幸治東部青年館	13:30~14:15
	八斗東区公民館	14:30~15:15
4/19 (木)	福島青年館	9:00~9:30
	J A長生白子支所	9:45~10:30
	南川岸住吉神社	10:45~11:30
	牛込新田青年館	13:15~13:45
	牛込東区公民館	14:00~14:30
5/13 (日)	白子町役場	9:00~11:00

□登録・注射・注射済票交付手数料

	新規	登録済
登録手数料	3,000円	
注射手数料	2,800円	2,800円
注射済票交付手数料	550円	550円
合計	6,350円	3,350円

□持参するもの

登録していない場合

- ・料金(1頭 6,350円)
- ・犬の登録確認票と問診票

登録している場合

- ・料金(1頭 3,350円)
- ・問診票(4月1日過ぎに郵送します)

◎問診票には、当日の犬の状態を必ず記入し、署名してください。

◎次に該当する場合は、会場で注射を受けられないので獣医師にご相談ください。

- ①病気で治療中の犬。健康上、問題があると思われる犬。
- ②今までに予防注射を受けて体調が悪くなった犬。(アレルギー等)
- ③生後90日以内、または妊娠、発情中の犬。
- ④1か月以内に、ほかの予防注射を受けた犬。
- ⑤犬が著しい興奮状態にある場合。
- ⑥犬を保定(押さえる。静かにさせる。)できないとき。
- ⑦人を咬んだことのある犬。(狂犬病鑑定が済んでいない場合)

こんな時は環境課で手続きを!

- 登録していた犬が死亡したとき。(電子申請でも手続きできます。)
 - 他市町村から転入し、前の住所地で犬の登録をしていたとき。転入の手続きがないと集合注射を受けられないので、事前に手続きをしてください。
- 環境課 ☎33-2118

住宅用太陽光発電システム設置補助金

町では、地球温暖化防止と地域での再生可能エネルギーの導入促進を図るため、平成24年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

対象者 ①町内に住所を有すること(発電システムの設置完了時に住民登録をする場合を含む)。

②世帯全員が町税等を滞納していないこと。

③自ら居住又は居住を予定している町内の住宅(店舗、事務所等との併用住宅を含む)に発電システムを設置すること(集合住宅・第三者が所有する住宅は除く)。

④発電した電力について電力会社との間で電力供給契約を締結すること。

補助額 太陽光発電システムの最大出力に1kwあたり4万円を乗じて得た額(限度額:14万円)

※予算の範囲内での補助のため、平成24年度は30件を予定しています。

補助金の合計額が予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。

※申請される場合は、発電システム設置前に環境課へご相談ください。

問い合わせ 環境課 ☎33-2118

犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう

費用は無料です。ただし、対象年齢内に限ります。

※必ず保護者（親権者）が同伴してください。

集団接種・個別接種に関わらず、保護者が同伴できない場合は**専用の委任状が必要**です。事前に健康づくり係へご連絡ください。

※予防接種を受ける前に「**予防接種と子どもの健康**」を必ず読み、予防接種の効果と副反応、予防接種救済制度等について、よく理解してから接種してください。

平成24年度 予防接種予定表



個別接種

- ◎希望する医療機関へ直接予約してください。
- ◎予診票は健康づくりセンターで配布しています。
- ◎下記①・②の予防接種を、下記医療機関で個別に実施しています。事情により契約医療機関での接種が困難な方は**千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度**が利用できます。(くわしくはお問い合わせください)

医療機関名	住所	電話番号
公立長生病院	茂原市本納2777	34-2121
大多和医院	白子町南日当851	33-6111
酒井医院	白子町北高根2389	33-2356
安藤医院	白子町古所3279-1	33-2211
三上クリニック	白子町関6204-4	30-3733

①**三種混合**（ジフテリア・百日せき・破傷風）：DPT
対象年齢：3か月～7歳6か月未満

②**麻しん風しん混合**：MR

対象年齢

第1期：満1歳～2歳未満

第2期：小学校就学前1年間

平成18年4月2日～平成19年4月1日生

第3期：中学1年生相当

平成11年4月2日～平成12年4月1日生

第4期：高校3年生相当

平成6年4月2日～平成7年4月1日生

[個別通知]

※**麻しん風しん予防接種について**

・生後12か月未満に任意(自費)で麻しん、風しんまたは麻しん風しん混合予防接種を接種した場合でも、第1期と第2期の定期予防接種の対象者になります。

また、＜麻しん・風しん＞のいずれかの病気にかかった場合でも、麻しん風しん混合ワクチンを接種できるようになりました。ただし、＜麻しん・風しん＞の両方の病気にかかった場合は除きます。希望により、それぞれ麻しん、風しん単抗原ワクチンの接種もできますが、単抗原ワクチン用の予診票になりますので健康づくりセンターにご連絡ください。

・第3期と第4期は、平成20年度から5年間の時限措置です

集団接種

○会場：健康づくりセンター

□**BCG** 受付時間 13:00～13:10

実施日	対象者
平成24年4月19日(木)	平成23年12月生
5月17日(木)	平成24年 1月生
6月21日(木)	平成24年 2月生
7月19日(木)	平成24年 3月生
8月30日(木)	平成24年 4月生
9月27日(木)	平成24年 5月生
10月18日(木)	平成24年 6月生
11月29日(木)	平成24年 7月生
12月20日(木)	平成24年 8月生
平成25年1月24日(木)	平成24年 9月生
2月21日(木)	平成24年10月生
3月28日(木)	平成24年11月生

□**ポリオ** 受付時間 13:30～14:00

実施日	対象者
4月13日(金)	平成23年1～4月生
5月18日(金)	平成23年5～8月生
6月15日(金)	平成23年9～12月生
9月14日(金)	平成23年5～8月生
10月15日(月)	平成23年9～12月生
11月12日(月)	平成24年1～4月生

□**日本脳炎**

対象年齢：標準的接種期間は3歳からです。

7歳半未満までが公費負担の対象です。

対象となる方には個別に日時をお知らせします。

会場は健康づくりセンターです

※日程等が変更になる場合もあります。

毎月の広報紙（くらしのこよみ）をご覧ください。



平成24年度 母子保健事業



◇乳児健診

対象者：4か月・7か月・12か月児対象

受付 ○4か月児 13:00～13:10

○7か月・12か月児 13:15～13:30

内容 身体計測、小児科医の診察、栄養・保健相談
(4か月児はBCG予防接種も併せて実施)

持ち物 母子手帳

実施日	対象者
4月19日(木)	平成23年4・9・12月生
5月17日(木)	平成23年5・10月、平成24年1月生
6月21日(木)	平成23年6・11月、平成24年2月生
7月19日(木)	平成23年7・12月、平成24年3月生
8月30日(木)	平成23年8月、平成24年1・4月生
9月27日(木)	平成23年9月、平成24年2・5月生
10月18日(木)	平成23年10月、平成24年3・6月生
11月29日(木)	平成23年11月、平成24年4・7月生
12月20日(木)	平成23年12月、平成24年5・8月生
平成24年 1月24日(木)	平成24年1・6・9月生
平成25年 2月21日(木)	平成24年2・7・10月生
3月28日(木)	平成24年3・8・11月生

◇こあらっこ

対象者：1歳～就学前児とその保護者で発達や子育てに不安を感じている方の相談に応じます。

受付：13:30（予約制）

持ち物：母子手帳

実施日	
平成24年4月25日(水)	10月10日(水)
5月2日(水)	11月5日(月)
6月6日(水)	12月14日(木)
7月4日(水)	平成25年1月30日(水)
8月27日(月)	2月6日(水)
9月5日(水)	3月11日(月)

◇ママ・パパ教室

対象者：妊婦とその配偶者

受付：13:00～13:15

持ち物：母子手帳・飲み物

内容：元気な赤ちゃんを育むために

- ・適正な食事量と体重増加の目安
- ・タバコ、歯周病に気をつけましょう
- ・母乳育児 ・沐浴実習
- ・妊娠シミュレーターで妊婦体験
- ・パパへのアドバイス ・お産の経過、呼吸法、補助動作、リラックス法



実施日	
平成24年5月25日(金)	平成24年11月16日(金)
平成24年8月24日(金)	平成25年2月8日(金)

◇1歳6か月児健診

受付：13:00～13:15

内容：身体計測、内科、歯科診察、フッ素塗布、保育・栄養・歯科・保健相談

持ち物：母子手帳・使用中の歯ブラシ

※健診前に歯みがきをしてきてください。



実施日	対象者
平成24年5月23日(水)	平成22年9・10・11月生
8月22日(水)	平成22年12月、平成23年1・2月生
11月14日(水)	平成23年3・4・5月生
平成25年2月13日(水)	平成23年6・7・8月生

◇3歳児健診

受付：13:00～13:15

内容・持ち物等：1歳6か月児健診と同じ



実施日	対象者
平成24年6月13日(水)	平成20年10・11・12月生
9月12日(水)	平成21年1・2・3月生
12月5日(水)	平成21年4・5・6月生
平成25年3月6日(水)	平成21年7・8・9月生

※心配ごとや気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 健康づくりセンター ☎33-2179

まきの展覧会

shirake gallery



「心やさしい おおかみさん」
南白亀小4年 鶴岡 大希

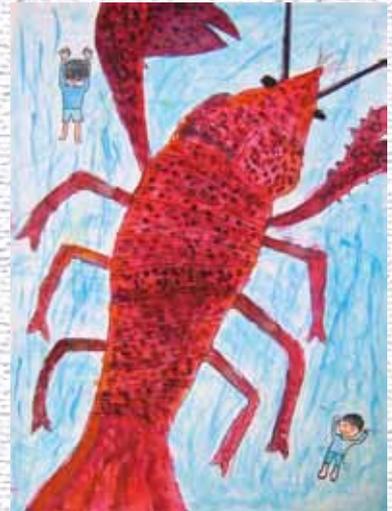
〈評〉工作用紙で土台を作り、その上に和紙を貼って、ちょっとこわいけど心はやさしいおおかみさんを表情豊かに作りました。



「かみなりのくに」

関小1年 古市 陽飛

〈評〉クレパスやコンテ、絵の具を効果的に使っています。かみなりの親子の様子を力強く描けました。



「ザリガニと泳いだよ」

白潟小2年 細谷 基晴

〈評〉ザリガニの模様など細かい部分まで描くことができました。

しらこ俳句会

一句の周辺

小高利子

たくましましや土塊ゆるめ名草の芽
厳しい冬が終わり、春になると小さな草の芽が土を割って地上に顔を出します。なんどけなげでたくましい花の芽でありませんか。
美しい花の咲くのも、もうすぐです。

佐藤 五城目

復興の溶接火花雪ふぶく

東日本大震災の復旧工事なのでしよう。カ強く作業が進められています。吹雪の真白な世界に溶接の火花の赤が印象的です。早く復興して、元の生活を取戻して欲しいと願わずにはいられません。

(片岡 幹男)

米谷静夫

春泥を桂馬跳びして通学児

大根の踊り身につけ卒業す

遠藤 了

春めきて出を待つ種子を選びけり

水温む小舟は眠り解れけり

片岡幹男

春風をとらへて猫のひげ動く

いふなれば蟄居閉門春の風邪

小高利子

たくましましや土塊ゆるめ名草の芽

幸せは恙無き事老の春

秋葉晴耕
啓蟄やスカイツリーを確かむる
藪椿面足神社てふ祠

緑川美代子
ともに年重ねし雛飾りけり
日向ぼこ気心知れる人とゐて
鵜澤洋州
家守る母に土産の雛あられ
詰襟の制服なじみ卒業す

佐藤五城目
冬囲終へて荒縄火に曲る
復興の溶接火花雪ふぶく
新井田美沙緒
捨て舟の筵突き抜け芦の角
肩寄せて河津桜の花明り

金井道子
春屋や書架のむかふと目の合いし
香を愛でつ枝ぶりも愛で臥竜梅
平野洋子
頬撫づる風まだ硬し路のたう
春泥によろける婆の一人言

言葉の解説
面足神社：泊子神社境内にある。祭神の面足尊がイケメンで、美男美女の御利益がある。
臥竜梅：梅の一種で、臥している龍の様に幹や枝が地をはう。

片岡 幹男 選

